

うらたの里短期入所生活介護 利用料金表

令和6年8月改正

負担限度額認定証

第1段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	529円	6円		300円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	880円		要支援1	1,715円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員等処遇改善加算 I(※3)
要支援2	656円	6円				要支援2	1,842円		
要介護1	704円	6円				要介護1	1,890円		
要介護2	772円	6円				要介護2	1,958円		
要介護3	847円	6円				要介護3	2,033円		
要介護4	918円	6円				要介護4	2,104円		
要介護5	987円	6円				要介護5	2,173円		

負担限度額認定証

第2段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	529円	6円		600円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	880円		要支援1	2,015円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員等処遇改善加算 I(※3)
要支援2	656円	6円				要支援2	2,142円		
要介護1	704円	6円				要介護1	2,190円		
要介護2	772円	6円				要介護2	2,258円		
要介護3	847円	6円				要介護3	2,333円		
要介護4	918円	6円				要介護4	2,404円		
要介護5	987円	6円				要介護5	2,473円		

負担限度額認定証

第3段階①

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	529円	6円		1,000円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	1,370円		要支援1	2,905円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員等処遇改善加算 I(※3)
要支援2	656円	6円				要支援2	3,032円		
要介護1	704円	6円				要介護1	3,080円		
要介護2	772円	6円				要介護2	3,148円		
要介護3	847円	6円				要介護3	3,223円		
要介護4	918円	6円				要介護4	3,294円		
要介護5	987円	6円				要介護5	3,363円		

負担限度額認定証

第3段階②

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	529円	6円		1,300円 【内訳】 朝:300円 昼:600円 夕:545円	1,370円		要支援1	3,205円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員等処遇改善加算 I(※3)
要支援2	656円	6円				要支援2	3,332円		
要介護1	704円	6円				要介護1	3,380円		
要介護2	772円	6円				要介護2	3,448円		
要介護3	847円	6円				要介護3	3,523円		
要介護4	918円	6円				要介護4	3,594円		
要介護5	987円	6円				要介護5	3,663円		

負担限度額認定証

第4段階

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要支援1	529円	6円		1,650円 【内訳】 朝:350円 昼:700円 夕:600円	2,066円		要支援1	4,251円	○送迎加算 ○療養食加算 ○緊急短期入所受入加算 介護職員等処遇改善加算 I(※3)
要支援2	656円	6円				要支援2	4,378円		
要介護1	704円	6円				要介護1	4,426円		
要介護2	772円	6円				要介護2	4,494円		
要介護3	847円	6円				要介護3	4,569円		
要介護4	918円	6円				要介護4	4,640円		
要介護5	987円	6円				要介護5	4,709円		

※1:固定加算料金の内訳は、サービス提供体制強化加算Ⅲ(1日:6円)です。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※2:別途かかる加算については、該当された場合のみ加算されます。これら加算は介護保険負担分となります。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※3:介護職員等処遇改善加算Ⅰは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に14%を乗じて算出された金額になります。

【各種加算の内容と加算額について】

サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上である場合。
送迎加算	184円/回	利用者の心身状態、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、送迎サービスを提供した場合。
療養食加算	8円/食	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食を提供した場合。（ただし事業所の調理・栄養管理体制により、対応できないものもあります）
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円/日	①ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している事。②夜勤を行う介護職員又は看護職員を最低基準から一名以上上回って配置している事。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	（1）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会を設置し、次の事項を定期的に確認している事。①業務効率化又は介護機器を活用するは合い利用者の安全及びケアの質の確保を行う事②職員の負担軽減や勤務状況への配慮を行う事③介護機器の定期的な点検④業務効率化及び質の工場並びに職員の負担軽減を図る為の職員研修の実施。（2）介護機器を活用している事 （3）事業年度ごとに前記述の取り組みによる業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省へ報告する事
緊急短期入所受入加算	90円/日 (7日、または14日を限度)	①ケアプランで計画的に利用となっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、②利用者の状態や家族等の事情でケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護を利用することが必要と認められた場合。7日間を算定限度とするが、利用者の日常生活上の介護等を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間まで算定できる。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総額単価の 14%	①加算額のうち4.5%以上は月額賃金で配分し、賃金体系の整備及び研修の実施、職場環境の改善を行う事。②資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みを整備する事③改善後の賃金が一定金額以上になり、職場環境の改善に向けて課題の見える化（課題の抽出・構造化・業務時間の調査）などを行っている事。④経験技能のある介護職員（介護福祉士）を一定割合以上配置している事。

【医療面での対応について】



以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応可能です。

○褥瘡の処置 ○浣腸・摘便 ○導尿（自己管理に限る） ○膀胱留置カテーテル ○人工肛門
○在宅酸素療法



以下の医療面での処置が必要な方については当事業所で対応できません。

○腎ろう ○膀胱ろう ○経管栄養（経鼻・腸ろうなど、胃ろう以外のもの） ○点滴



以下の医療面での処置が必要な方については要相談となります。

○インシュリン注射・・・自己管理でき、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
○人工透析・・・透析にかかる通院をご家族等に行ってください、かつ身体状態によりますので、要相談となります。
○気管切開・・・切開時期、使用カニューレ等の器具により異なりますので要相談となります。

【負担割合証2割、3割の方について】

表面の介護保険負担分の金額は、1割負担の方の金額になります。「2割」「3割」の負担割合証をお持ちの方は、表記の介護保険負担分の金額をそれぞれ2倍、3倍にしたもので計算してください。なお、食事・滞在費の自己負担分については負担割合証によるものにはなりませんのでご注意ください。